

平成27年度第2回

墨田区地域自立支援協議会 議事要旨

日 時 平成28年3月8日(火) 10時~12時

場 所 すみだりバーサイドホール会議室(区役所1階併設)

1 開 会

2 議 題

(1) 地域自立支援協議会専門部会の報告について

卒後対策部会

児童発達支援部会

居住系サービス部会

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行に関する対応について

(3) その他

3 閉 会

(資 料)

【事前送付分】

議題(2)用

資料1 障害者差別解消法の平成28年度施行に伴う対応について

別紙1 墨田区における障害者差別解消支援地域協議会について

別紙2 墨田区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)

別紙3 障害者差別解消法施行に係る障害者福祉課の対応

参考 パンフレット「障害者差別解消法が制定されました」

【追加配布分】

議題（１）用

資料２ 事業所等利用状況および卒後の進路一覧（卒後対策部会）

資料３ 平成２７年度第２回墨田区地域自立支援協議会児童発達支援部会の報告について（児童発達支援部会）

資料４ - １ 平成２７年度地域自立支援協議会 居住系サービス専門部会

資料４ - ２ グループホームにおける医療的ケアの対応について

墨田区地域自立支援協議会委員

氏 名	所 属	出欠
柳田 正明	墨田区障害者審査会委員 山梨県立大学	出席
高張 純子	特定非営利活動法人 のぞみ	出席
長島 孝	社会福祉法人 墨田区社会福祉事業団	出席
小野坂 明夫	社会福祉法人 墨田さんさん会	出席
河野 元毅	特定非営利法人 とらいあぐる	出席
中山 美幸	墨田区 福祉保健部 障害者福祉課 すみだ就労支援総合センター	出席
柳 牧子	社会福祉法人 おいてけ堀協会	出席
前田 輝和	株式会社 ラックコーポレーション	出席
柳瀬 一正	東京都立墨東病院	出席
中武 繁明	墨田区障害者団体連合会	出席
庄司 道子	墨田区手をつなぐ親の会	出席
菊池 昌子	肢体不自由児者父母の会	出席
三浦 八重子	墨田区精神障害者家族会	出席
小板橋 一之	墨田区 福祉保健部 障害者福祉課	出席
岸川 紀子	墨田区 福祉保健部 保健計画課	出席
並木 信治	東京都立墨東特別支援学校	出席
安武 正太郎	東京都立墨田特別支援学校	出席
鎌形 由美子	墨田区民生委員協議会	出席
西森 博	墨田公共職業安定所	出席
栗田 陽	社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会	出席

会長 副会長

事務局 出席

1 開 会

障害者福祉課長挨拶 省略

2 議 題

鎌形会長挨拶 省略

(1) 地域自立支援協議会専門部会の報告について

卒後対策部会 説明省略

質問なし

児童発達支援部会 説明省略

(A 委 員) 病院の小児科に携わっている関係で申し上げる。通所先がなかなか増えてこない。今後のお考えが伺えればと思う。

(事 務 局) ご承知かもしれないが、今現在のところ、未就学児向けには「ほわわ」、学齢児向けには「キッズサポートリマ」がある。知的や発達障害児向けの放課後等デイサービスはすごい勢いで増えているが、肢体不自由児向けは増えていない。そこで、事業所が新たに放課後等デイサービスをやりたいと申し出てきたときは、放課後デイは充足しているので、不足している肢体不自由児向け、重度向けはどうかとお願いしているところである。

ただ、看護師を配置しなければならない等、なかなか課題が多く、参入は進んでこない。

個別の状況としては、ほわわは何とか事業を拡大しようとしているようだが、具体的な話は届いていない。どのような課題があるか、これから話を詰めていく。

民間の方でも、少しずつではあるが、開設しているところがある。通常の報酬だけでは経営できないので、他の福祉サービスを組み合わせ、赤字を補てんする形でやっているようである。

(小 板 橋 課 長) A 委員のところで、実際に困っている事例等はあるか。

(A 委 員) 地域のコーディネーター会議をやっているのですが、そこで、コーディネートしている方やケアしている家族の方の声を聞くが、なかなか重度向けの通所施設がないという。家族の負担軽減も図れないし、子どもの発達の面でも、ずっと家にいるのではなく、外で成長を促す機会を持ちたいが、なかなかそれが得られない。

墨田区の事例ではないが、児童発達支援部会に、事業所だけでなく医療機関が入って一緒に考えるという形をとっているところがある。もし、病院として混ぜていただけるのであれば協力するので、ぜひ、ご検討いただければと思う。

(B 委 員) 先日、沖縄の旅行のレスパイトのコーディネートをやっている看護師の方から連絡があり、人工呼吸器をつけている墨田区の子どもを預かっているが、地元でどこにも通うところがないと相談を受けたという話があった。そこで、ほわわと東部療育センターの母子通所サービスを紹介した。

(小 板 橋 課 長) ほわわは一応受入は可能だが、定期的に通うのは難しいと聞いている。一時的に利用する状態になってしまう方もいる。

キャンセル待ちリストに登録してもらい、空けば入れるという状態である。

(B 委 員) ほわわは送迎がある。他区では、フルタイムで働いている母親の、障害を持った子どもを預かる施設を誘致しているが、墨田区にはそれがない。そのため、スキルのある方がやめてしまうという現実がある。ほわわも最大で週2日の預かりで、あとは空き待ちだと思う。東部療育センターでは母子での通所が条件なので母親の手が離れるということはないし、送迎もない。

(小 板 橋 課 長) 今お伺いしたご意見も聞きながら、ほわわも児童発達支援部会に入っているので、そこで情報を伝えたりしていきたいと思う。

(C 委 員) 事故報告の件があったが、これは再発防止のためだと思う。そこで、報告の取り扱いについて伺いたい。

事業所が伸びている中で、事業の質の担保をしていかなければならない。近況報告の中で、うちはこうやっている、というのは事業の質を高めていくことにつながるので、続けてほしいと思う。

(事 務 局) 必ず報告するということと、具体的な報告の書式をお渡しした。

実際に行ったこととしては、区の方でも現場を見に行き、事故当時の写真を見たり、どう職員が配置されていてどのように事故が起きたかを検証した。また、どう再発を防止するのかをお聞きした。

東京都の方にも同じ報告をするようにとお話しし、また、連絡を取りながら、再発防止が図れているかを確認しているところである。

住系サービス部会 説明省略

(D 委 員) 人材確保の点で問題があるようだ。他区では、ハローワークと連携したりして、人材を集めたりする活動を行っているが、墨田区では取り組んでいるか。

(小 板 橋 課 長) 障害者の方の就労支援という面ではハローワークとやり取りをしているが、人材不足については個々の事業所でハローワークと相談している状況である。他区ではそういう事例があるか。

(D 委 員) 江戸川区の社会福祉協議会やハローワークと障害者福祉課や介護保険課で福祉の人材確保の対策をしていたり、他には葛飾区や江東区は社会福祉協議

会を中心に活動している。

ただ人材確保は難しく、墨田区でも対策などはしているか。

(小坂橋課長) 私どもも悩んでいるところであり、事業者が人材を確保できないと障害者の方の対応するところがなくなってしまう。大きな問題と考えているので、検討を深めていきたい。

皆様のところで人材育成、確保の点で問題があればお聞かせいただきたい。また、こういう風にうまく解決できたというお話があればお願いしたい。

(E 委員) 13人の方を採用しようとしたところ、応募してきたのが17人で、5人の辞退が出てしまった。区と共同で何かできることがあればよい。4月からは欠員が出た状況で運営していくことになる。

(F 委員) 産休、育休の代替の方を募集しているが、なかなか来ない。今年の事務に関しては、専門学校先生に連絡をして、紹介をお願いした。また、1名を常勤で募集しているが、全く音沙汰がない。

実習生を受け入れるのであれば、実習生のうちに(雇入れの)声をかけてしまうのがよいのではないか。

(事務局) ただいま日中活動系の事業所からお話があったが、そこでも非常に厳しい状況である。

特にグループホーム、夜間や土日支援を行っている事業所は多くの人手が必要となる特性があると思うが、ご意見を伺いたい。

(G 委員) グループホームの事業所においては、募集をかけているが全く人が来ない。

(H 委員) NPOのぞみで重度障害者のグループホームをやっているが、親亡き後の対策ということで施設を作ったが、現状は人がいないので、保護者の方に手伝ってもらおうという状況が続いている。介護報酬の引き下げや、24時間体制という特性から、なかなか人が集まってこない。ハローワークに相談しても半年、1年は音沙汰がない。

小規模な老人ホームでも人が集まらずどんどんつぶれているという話も聞いているが、障害者の問題もお先真っ暗という気がしてくる。私どものところでは視覚障害者のガイドヘルパー、聴覚障害者の手話通訳者を育成しているが、こちらもなかなか人が集まらない。

次の議題は障害者差別解消法だが、社会的資源の不足のために法律の効果が期待できないのではないか。

(G 委員) 来年新しく施設ができるが、新卒の職員を2名募集し、内定を出している。その中で、法人で採用されても、グループホームのほうに行くこともあると伝えたと難色を示される。

食事を作れなければならない等、要件がたくさんあり、手を挙げた人ならだれでも採用すればいいというわけではない。

(事務局) 専門部会で色々な課題が出されているが、ここで参考までにある法人の取り組みをご紹介させていただく。

その法人では、日中の事業所とグループホームを運営しているが、グループホームだけで人を回そうとしてもうまくいかない。そこで、日中の事業所でシフトを組み、朝番の人が朝早くにグループホームに支援に入り、日中の事業所にお連れして、支援をし、午後2時ごろまで勤務する。一方で遅番の人は日中の事業所に昼出勤し、夕方からはグループホームに移り支援をし、夜8時ごろまで勤務する。

このように、法人内で協力関係を築き、法人全体で支えている。日中の事業所は月曜から金曜までの勤務で変則勤務もないが、グループホームは朝早くから夜遅くまでの勤務であり、場合によっては夜勤もある。このような一部署への負担の集中を避ける取り組みである。

また、利用者への支援は生活支援員、食事や洗濯等は世話人に集約するというように、分業している事業所もある。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の施行に関する対応について

小坂橋課長説明 省略

(I 委員) 事業者は第三者評価というものを受けているが、知的、身体、精神すべての障害の事業所が受けているものなのか。

(事務局) 第三者評価であるが、日中系では、都は3年に1度の受審を推奨している。区においては、3年に1度受審できるよう予算措置をしているところである。

公立作業所においてはやはり3年に1度受審している。日中系以外については任意ということで、事業所の判断に任せているところである。

(小坂橋課長) 皆さんのそれぞれの機関の中で、差別解消法に係る取り組みをお考えの所はあるか。

国では事業者に向けて分野ごとに対応指針を作っており、事業者においても差別解消法に取り組んでいただくようPRをしているところである。何かそういった動きがあればお聞かせいただきたい。

(B 委員) 小学校や中学校で、差別解消法を授業で教えていただくということはあるか。福祉系の職員の研修だけでは一般の方への周知につながらない。

(小坂橋課長) 一般の方向けの普及については、私どものほうで様々なツールを用いて進めていきたい。

先日施策推進協議会を開かせていただいたが、教育というのは非常に大切

という話が出た。教育委員会に話を聞いてみたところ、差別解消法として授業を行うということではないが、人権教育の中で、差別解消法や、差別にならないための障害者理解を深めることに取り組んでいきたいとのことだった。

また、我々の方からもこういった意見があったことを教育委員会に話をさせていただく。

(H 委員) 各部署と意見交換会を行っているが、その中で個別に障害者差別に該当するような事例を聞いている。例えば視覚障害者に対しては文書の文字を大きくしてほしいであるとか、聴覚障害者は墨田区の放送番組に字幕がなくて理解ができないというものがある。こういった事例をまとめていく必要がある。これからはどういうことが具体的に差別に当たるか、事例を集めていかなければならない。

(小坂橋課長) この法律では、合理的の配慮の提供は、障害者からの申し出があった場合に対応するものとされている。なぜかというと、それぞれの場所、施設、あるいは障害者本人の状況によって、差別と感ずる事例は様々で、一括して対応するのが難しいからである。ただ、例えばある施設を頻繁に使う人が不便に感じている場合には、個々のお話を聞くよりも、環境整備を講じる必要もある。

事例も集めていかなければならない。事例が重なっていく中で、3年後に法律を見直していくことになる。今は事業者は合理的配慮の提供については努力義務だが、今後はどうなっていくかという問題もある。事例の積み重ねにより進化していく法律だと思う。

個別具体的な対応はそれぞれやっていくが、また、障害者の方の総意としてこういうことをやってほしいということがあれば、まとめていただきたい。

(H 委員) 区の取り組みは進んでいると感じるが、心配なのは警察である。差別解消法が成立して以後に筆談拒否の事例があった。耳の聞こえない方が事情聴取の際に筆談を拒否されたというものである。

(小坂橋課長) 本来であれば、警察は警察でしっかりとやっていただくことだが、区民に関わることであるので、我々に相談があれば、警察に伝えていくということもしていきたい。

(C 委員) 国から事業者向けのガイドラインが出ており、合理的配慮は努力義務ということになっている。この法律は、福祉の領域以外、警察や交通機関等に発信していかないと何の意味もない。行政が中心になって、福祉の領域以外に広めていく取り組みを進めていかなければならないと思う。

ノーマライゼーションという言葉は我々は知っているが一般の方はあまり知らない。しかし、ノーマライゼーションをやるのは共生社会すべてである。差別解消法は同じような状況にならなければいいと思うが、なかなか難しい。

(3) その他

(A 委 員) 児童発達支援部会でも出ているが、ケアプランの相談支援事業の事業所が足りない、あるいは見つからない。区全体で、セルフプランでないケアプランが立っているのは何%に到達しているか。

(事 務 局) 12月末時点でサービス受給者数1,559名に対して計画作成済みなのは1,411名となっており、90.5%の方がプランができています。そのうちセルフプランが195名となっており、計画済みの方の中でセルフプランの方の割合は13.8%です。これに関しては、来年度一桁まで減らすことを目標としています。

(小 板 橋 課 長) 事業者は対応が大変ということで、各自治体からも問題が出ているところがある。今年度から、法のサービスを利用するすべての人についてプランを作成することとなったが、墨田区ではほぼできています。

児童の方ではセルフプランが多いという状況になっています。

(A 委 員) 他区と比較してどうか。

(小 板 橋 課 長) 墨田区は対応は進んでいる方です。

(I 委 員) プランの作成済の割合は多いが、中身が問題で、やる側はかなり大変です。日中は聞き取りをし、残業時間を記録を書く時間にあてています。報酬も低いので人も増やせないという状況です。

例えば、利用者の方が体験に来てから給付決定までの間、事業所側で受け入れても給付金は出ないなど、プランの導入によってサービスの不具合なども出てきています。

専門部会が多く設置されてきて良いと思うが、精神分野の事業所の部会がほしい。

(岸 川 参 事) 精神の事業所と日頃お付き合いをさせていただいているが、計画の作成等、がんばっておられる。その中で、事業所の悩みや課題を検討する場として、来年度専門部会を立ち上げようと思っている。その結果をまた協議会で報告できれば、情報共有が進むと思う。

(B 委 員) 医療的ケアのある重度心身障害の方向けのグループホームを作りたいというのが悲願であるが、第一弾としてグループホームが設置された。次はもっと重度の方を受け入れる施設の設置を、ということで、今勉強会をしているところである。助成金によって立派な建物を作っても、中身が伴わないといけなという話が出た。練馬区で4月から医療的ケアの施設が開所する。保護者がNPO法人を立ち上げた。受入定員は10名。常勤4名、世話人6名、非常勤看護師4名、訪問看護ステーションが併設され、スタッフは研修を受

けて、気管切開、口腔からの吸引、胃ろうの注入の処置ができる。今後、施設を開所するときは、同じように半年以上の研修をするなど相応の準備時間が必要だと思う。

東松山市にある事業所では、訪問看護を利用している。

人材確保の話が出ているが、グループホームすらんに保護者が手伝いに行っている現状がある。あまり良いことではないと思うし、止められているが、そういう現状がある。区の補助やNPO法人側で早急に対応すべきだとも助言されている。このままであれば、閉所したほうがよいとも言われている。

(小坂橋課長) お話しいただいた訪問看護の件は確認してみる。訪問看護ステーションを使う等、事業所としてできる対応は進めていただく。

また、人材確保については、基本的には事業所に対応してもらうことになる。区側で対応というのは難しい。

(鎌形会長) 話は尽きないところだと思うが、時間の都合もあるので、本日の委員会はここまでとさせていただきます。2年間ご協力ありがとうございました。